

昔買った原野が高価格で売れる！？二次被害に注意

相談

宅地建物取引業の免許を持つ業者から電話があり、「中国人の富裕層が土地を探している」と、昔200万円で購入した山林の売却を持ち掛けられた。土地の相続で子に迷惑をかけたくないと考えていたので来訪してもらった。業者に「400万円で売れる」と言われ、買い手が見つから売り時だと思い契約した。土地測量のため代金60万円が必要だが、ほかに費用はかからないと言われて支払った。その後、連絡が取れなくなった。



(消費者庁イラスト集より)

助言

「原野商法の二次被害」だと思われます。

★過去に「原野商法」（値上がりの見込みがほとんどないような山林等を、将来値上がりするかのように偽って販売する手口）の被害にあった人や、それらの土地を相続した人に対して、土地が高く売れるなどと勧誘し、売り出すための広告宣伝、測量サービスや整地工事、名義変更など新たな契約を結ばせる「二次被害」が今も続いています。

★宅地建物取引業の免許はあっても悪質な勧誘を行う業者もいます。

★「土地を売りたい人がいる」などのセールストークをうのみにしてはいけません。

★中には買い手がいるかのように「買付証明書」を発行したり、言葉巧みに売却額より高い価格の新たな土地を同時に購入させるなど、手口が巧妙化しています。

★★一度お金を支払ってしまうと、取り戻すことは困難です。

自治体等に土地の状況を確認するなど情報を集め、不審な点があれば契約はやめましょう。

★★★日ごろから家族や身近な人による見守りも大切です。不安を感じたり、トラブルになったときは消費生活センターにご相談ください。

消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》

旭市消費生活センター 旭市二の2132番地

月曜日～金曜日（平日） 午前9時～正午・午後1時～午後4時

直通電話 0479-62-8019